

果樹カメムシ類の虫害に対する営農継続支援について ～農業者等営農継続緊急支援事業～

令和6年の果樹カメムシ類の大発生により、果樹産地に多大な被害が発生していることから、営農継続のための取組の支援を行います

1 事業内容

■指定対象災害

令和6年5月2日からの果樹カメムシ類による虫害

■事業実施主体

3戸以上の販売農家が組織する営農組合等の団体（申請はうち1戸分でも可）

■対象と補助率

対 象	補 助 率
農産物生産回復支援事業 ・対象作物 果樹 ・対象経費 防除用農薬、草勢回復用肥料	1 / 2 以内（※消費税は補助対象外） ただし、補助対象事業費の限度額は以下のとおり ・防除用農薬 4,500円/10a ・草勢回復用肥料 3,000円/10a

■主な要件等

- ▶ 対象資材は生産履歴等により、掛かり増し施用であることが確認できること
- ▶ 対象資材は令和6年5月2日～同年産収穫（1/末）までに使用されたものであること（在庫を使用した場合は、同種同量の追加購入分が対象）
- ▶ 防除用農薬は殺虫剤（及び展着剤）が対象
- ▶ 参考様式等により在住の市町村へ被害を報告ください

2 申請の流れ

- ①申請書及び被害報告を作成
- ②在住の市町村窓口へ申請（提出）
- ③市町村でとりまとめ、府へ申請

3 申請締切（各広域振興局着）

第一次：令和6年12月27日（金）
最 終：令和7年 1月31日（金）

【問合せTEL】 京都府農林水産部農産課：075-414-4966

山城広域振興局：0774-21-2392

中丹広域振興局：0773-62-2743

南丹広域振興局：0771-22-0371

丹後広域振興局：0772-62-4305